

# 佐久市国民健康保険に対する一般会計からの基準外の繰入金及び借入金に係る基準等について

平成 28 年 2 月 10 日

佐久市国民健康保険を将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険制度としていくため、このたび「佐久市国民健康保険財政健全化計画」を策定し、財政健全化に向け計画的な取組みを行うこととしました。

その取組みの一つとして、特別会計の独立採算の原則に基づき、国保税率等の見直しが急務となっています。

しかし、今般の佐久市国民健康保険における財政状況の大きな変化は、平成 26 年の豪雪災害による所得の減少と、佐久医療センターの開院などに代表される地域の医療環境の変化が大きな要因となっています。

このような特殊な状況に対し、これまでの一定のルールに基づく基準内の一般会計からの繰入のほか、新たに、特殊な財政状況等が発生した場合や、税率等の見直しを行ってもなお見込まれる収支不足などへの対応として、一般会計からの基準外の繰入及び借入を導入し、収支バランスをとりつつ、段階的に不足を解消していくことといたします。

そのために、新たに導入する一般会計からの基準外の繰入及び借入について、新たに基準を設け、ルールに基づいた運用を行ってまいります。

一般会計からの基準外の繰入金及び借入金について、下記のとおりその運用又は算出基準等を示します。

## 記

### 1 一般会計からの基準外の繰入金に係る基準

#### (1) 特殊事情による繰入金

- ① 災害、急激な景気変動による税収等の減少又は感染症の流行等の緊急的・一時的な保険給付費の増加による場合

(理由)

災害、急激な景気変動、感染症の流行等の予期し得ない保険料収入不足や給付増といった財政リスクへ対応するため。

(基準)

災害・感染症の指定等の状況、市における交付金・補助金等の対応状況、データによる分析等を総合的に勘案し、客観的に因果関係が認められるとき。

(算定)

客観的データ分析に基づく税収等の減少額又は保険給付費の増加額

② 地域の医療体制の変化などの要因により複数年度にわたり保険給付費が増加した場合

(理由)

医療の高度化等地域の医療環境の急速な変化などにより、保険給付費が急激に増加し、その後も保険給付費の増加が見込まれる中で、対応として、早急な歳入の確保（税率改定による増収）が困難である場合の財政リスクへ対応するため。

(基準)

ア 一人当たりの保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の合計額）の対前年度の伸率（％）が、直近過去5か年度における伸率のうち最大及び最少となる年度の伸率を除いた3か年度の平均伸率（以下「基準率」という。）の1.5倍を超える伸率となる年度（以下「初年度」という。）から一般会計からの繰入を行う。

なお、「基準率」及び「基準率の1.5倍を超える伸率」の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

イ この基準は、平成26年度分から適用する。なお、平成26年度分は平成27年度予算に組み入れるものとする。

(算定)

それぞれの年度とその前年度における一人当たりの保険給付費の差額に、「初年度」の伸率から「初年度」の「基準率」を減じた値が「初年度」の伸率に占める割合を乗じ、それぞれの年度における平均被保険者数を乗じて得た額

(2) 激変緩和措置としての繰入金

① 退職者医療制度の廃止に伴う交付金減少に係る緩和措置

(理由)

現在、退職被保険者に係る保険給付費等と前期高齢者に係る保険給付費等に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付金の交付が行われている。

退職被保険者は、65歳の年齢到達とともに前期高齢者に移行している。

その際、退職者医療制度による交付金と前期高齢者医療制度に係る交付金の間に交付率（調整率）に差があり（前期高齢者医療制度に係る交付金の方が低い）、退職者医療制度が段階的に廃止となる平成27年度から平成31年度までの間において、国保財政が急激な収入不足をきたす要因の一つとなっているため。

(基準)

退職者医療制度が段階的に廃止となる平成27年度から平成31年度まで一般会計からの繰入を行う。

(算定)

前年度における退職被保険者に係る療養給付費等交付金の額から当該年度における退職被保険者に係る療養給付費等交付金の額を減じて得た額(減少額)に、退職被保険者に係る療養給付費等交付金と前期高齢者に係る前期高齢者交付金との交付率(調整率)の差を乗じて得た額

### (3) 国保税率等の見直しを行う場合の検討事項

国民健康保険は、高齢者や低所得者が多く加入しており、また、被保険者の所得金額が伸び悩んでいることから、国保税額が所得に占める割合が上昇傾向にあります。

このような中、税率等の見直しを行った場合、被保険者の国保税負担がさらに高くなり、多くの被保険者世帯の生活への影響が心配されます。

そこで、被保険者の国保税負担状況を推し計りながら税率等の見直しを行うこととし、その状況によっては、前記(1)及び(2)の基準のほかに、新たな基準を設けることを検討事項とします。

## 2 一般会計からの借入金に係る基準

(1) 借入金は、単年度における収支不足を補う必要が生じた場合、一般会計から借り入れるものとし、無利子とする。

(2) 借入金の返還は、原則として、次のとおりとする。

- ① 地方債の「銀行等引受資金」に準拠し、返還期間は10年以内で、うち2年の据置期間を設けることとする。
- ② 元金均等返還とする。
- ③ ただし、市国保財政の都合により、これを繰り上げて返還することができることとし、また、返還期間(据置期間を除く。)及び据置期間は、それぞれ3年の範囲内において期間の変更を可能とする。
- ④ 借入金の返還は、①から③までを原則とするが、借入金の総額、今後の借入状況等を勘案する中で、これにより難しい場合は、返還計画を見直すことができる。

## 3 補 則

この基準に定めるもののほか、一般会計からの基準外の繰入及び借入の施行に関し必要な事項は、別に定める。